

津幡町特定事業主行動計画の実施状況の公表

津幡町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）に基づき、平成２８年３月に「津幡町特定事業主行動計画」を策定し、全職員が自分のライフステージに合わせた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれる職場環境づくりに取り組んでいます。

同法第１９条第６項の規定に基づき、特定事業主行動計画に定める数値目標に関する実施状況を公表します。

１ 職員の育児休業取得率

[単位：％]

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	目標（令和６年度）
男性職員	１４．３	３３．３	６６．７	１３
女性職員	１００	１００	１００	１００

２ 年次休暇の取得率

[単位：％]

暦年	令和４年	令和５年	令和６年	目標
平均取得率	３１．６	３４．４	３４．９	４０．０